

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月2日

岩手県議会議長 佐々木 順 一

岩手県議会規則第1号

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和31年岩手県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、 <u>出産その他の事故</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、 <u>出産、育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u> のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。